

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年度診療報酬改定に伴い、当ステーションでは利用者宅訪問時にオンライン資格確認システムにて、利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

【対象者】

医療保険で訪問看護を利用されている方

【算定要件】

健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回に限り 50 円を所定額に加算します。

【施設基準】

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を整えている。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3 の事項について、ウェブサイトに掲載している。

令和 7 年 8 月
福島県厚生農業協同組合連合会
ばんげ訪問看護ステーション